

諮問番号：令和元年度諮問第6号
答申番号：令和元年度答申第11号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成29年6月21日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

審査請求人が契約者となっている生命保険の保険料は、審査請求人の母（以下「母」という。）が支払ってきたものであるから、生命保険の解約返戻金は母の資産であり審査請求人の資産ではないため、本件処分は違法であり不当である。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）審査請求人の保護開始について

処分庁は、平成29年2月16日の相談時及び同年3月2日の申請時に、審査請求人の生命保険について、申請後の解約の場合は返還の義務があることについて説明していることが認められる。

その上で、早急に資産活用することが困難な状態であり、審査請求人が生活に困窮している現状に鑑みて、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。

以下「課長通知」という。)の第3の問11のとおり、保護適用後保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に、申請日から生活保護を開始する決定を行ったものと認められる。

(2) 生命保険金の解約返戻金について

処分庁は、解約返戻金が保護開始後の平成29年4月28日に振り込まれた旨の収入申告書が、同年6月12日に審査請求人から提出されたことから、同月21日付けで本件処分を行ったものと認められる。

審査請求人は、保険料は母が支払っていたものであるから、解約返戻金も母のものであり、審査請求人の資産ではない旨主張している。

しかしながら、母が保険料を支払っていたとする事実を証する挙証資料は見当たらず、生命保険の契約者及び被保険者は審査請求人であることから、審査請求人名義の口座に振り込まれた解約返戻金は審査請求人の資産であると考えざるを得ないとした処分庁の判断には、一定の合理性が認められる。

(3) まとめ

以上のとおり、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

(4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和元年6月3日	諮問書の受領
令和元年6月5日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：6月19日 口頭意見陳述申立期限：6月19日
令和元年6月18日	第1回審議
令和元年7年9月	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法第4条は、「保護の補足性」について規定しており、第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第8条第1項は、「基準及び程度の原則」について規定しており、第1

3 判断

- (1) 審査請求人は、生命保険の保険料は母が支払ってきたものであるから、生命保険の解約返戻金は母の資産であり、審査請求人の資産ではない旨主張している。しかしながら、生命保険契約の保険契約者が審査請求人であること、また、解約返戻金が審査請求人名義口座に入金されていることから、当該解約返戻金は審査請求人の資産であると判断せざるを得ない。そして、保護の開始日から本件処分を行った日までの間に審査請求人に支弁した保護費が390,105円であることから、解約返戻金325,900円全額を返還決定したことが認められる。
- (2) 処分庁は、生命保険契約に関し、解約の必要性や、解約返戻金を受け取った際には返還する必要があることについて、保護の申請時から審査請求人に対して説明している。その上で、早急に資産活用することが困難な状態であり、審査請求人が生活に困窮している現状に鑑みて、課長通知に基づき、保護適用後に保険金又は解約返戻金を受領した時点で法第63条を適用することを条件に、生命保険契約を解約させないで保護を開始したのであり、本件処分は、前記1の法令等の定めに従い行われたものと認められる。
- (3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。
したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子